

理事長候補者募集案内

(令和7年7月1日就任)

1 募集内容

公益財団法人さいたま市文化振興事業団(以下「事業団」という。)の理事長の候補者を募集します。
候補者に選考された後、事業団の評議員会において理事に選任され、理事会で選定された場合に理事長として就任いたします。

募集区分	募集人数	職務の概要
理事長候補者	1名	理事会の方針等に従い、事業団の代表者、最高経営責任者として、事業団運営の全体を指揮、監督し、適正かつ健全な事業団運営・経営を実現するため、必要な経営改革等を推進します。

2 求める人材のイメージ

さいたま市の代行者として、また、公益法人として健全な運営を実現するため、必要な知識及び経営能力等を有するとともに、公益と経営のバランス感覚と実行力、リーダーシップのある人材を募集します。

3 応募資格

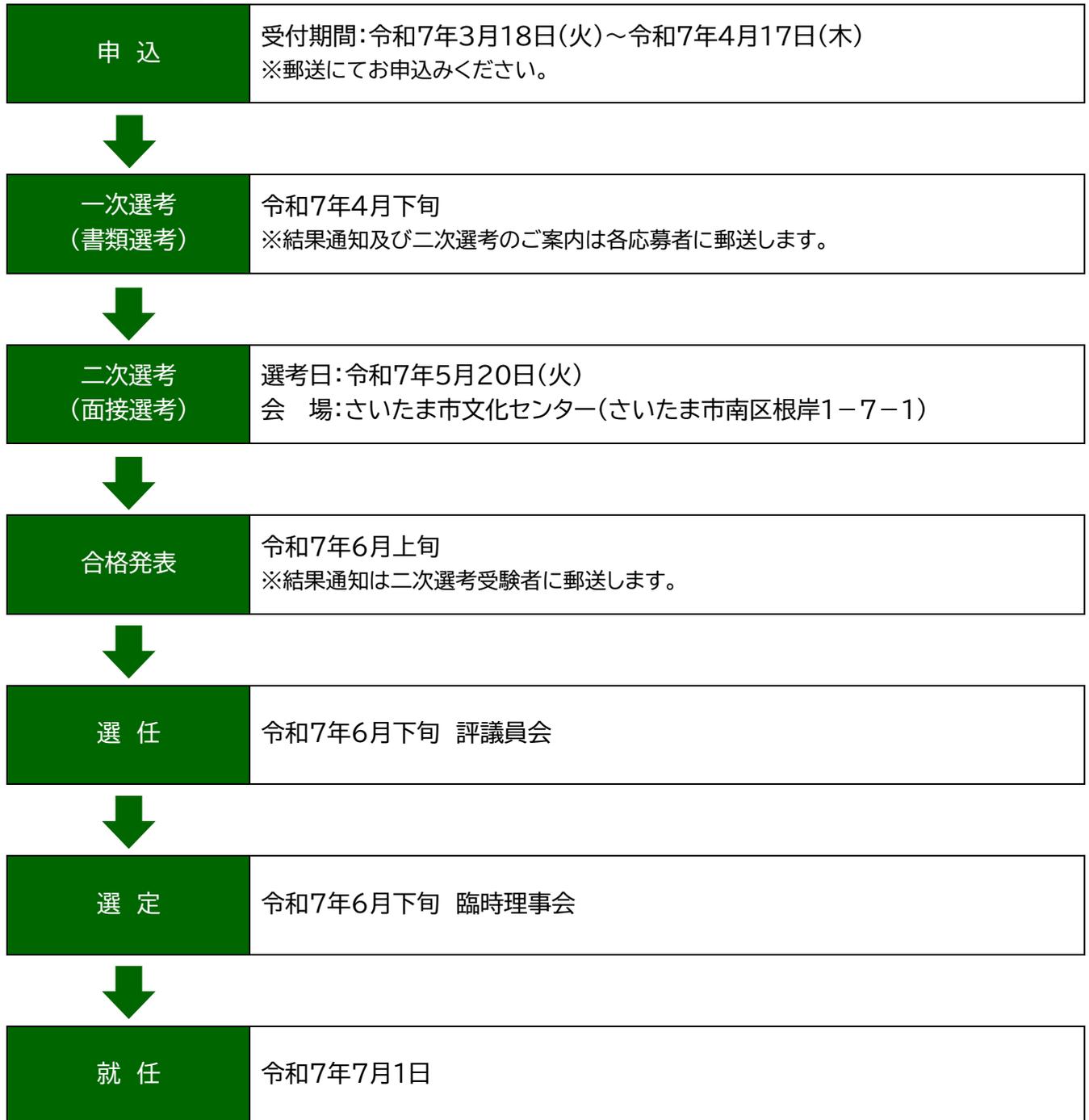
(1) 次のすべての要件を満たす者とします。

- ア 令和7年7月1日から、事業団において職務を遂行できる者
- イ 法人等において役員や管理職などのマネジメント業務の経験を5年以上有する者又はそれと同等の経験を有する者
- ウ 事業団の事業を理解し、適正かつ健全な事業団運営・経営に貢献する意欲のある者
- エ 事業団が所有する情報を漏洩並びに自己又は第三者の利害関係のために使用することがなく(理事長退任後も含む。)、公平性、平等性及び透明性を持って業務を遂行できる者
- オ 事業団の理事長として在任中に、営利を目的とする法人若しくは団体の役員(同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)となり、又は自ら営利事業に従事することがない者

(2) ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ア 破産者、成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 物品の製造若しくは販売若しくは事業団の事業に関連する業務の請負を業とする者で、事業団と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員(同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- エ 事業団が管理する施設を使用して事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由に該当する者 ※詳しくは別紙1参照

4 募集スケジュール



5 提出書類等

申込書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1の記載事項に従って記入のうえ、写真(縦4cm×横3cm)を申込書に必ず貼ること。 ・応募者本人が、自筆(楷書で記載すること。)またはPC等により作成すること。 ※詳しくは申込書記入要領参照
小論文 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2に示す課題に沿って、応募者本人が、自筆(楷書で記載すること。)又はPC等により1,000字から1,200字程度で作成すること。 ・A4縦長用紙又は原稿用紙等の使用も可。ただし、様式2に準じ、冒頭に「課題名」「氏名」を記入のうえ、横書きで記入すること。

≪書式ダウンロード≫

公益財団法人さいたま市文化振興事業団HP <https://saitama-culture.jp/recruit/>

6 申込方法

受付期間	令和7年3月18日(火)～令和7年4月17日(木)(受付期間内必着)
受付方法	郵送
提出先	〒336-0024 さいたま市南区根岸1-7-1(さいたま市文化センター2F) 公益財団法人さいたま市文化振興事業団 企画総務課 宛

※受付期間を過ぎた場合は、理由のいかんを問わず受理できません。

また、記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合も受理できませんので注意してください。

※提出された書類等は返却しません。

7 選考方法等

選考区分	一次選考	二次選考(一次選考合格者のみ)
選考日	—	令和7年5月20日(火)
集合時刻	—	結果通知により、連絡します。
場 所	—	さいたま市文化センター (さいたま市南区根岸 1-7-1)
選考内容	書類審査 【申込書類及び小論文審査】	面接審査 ※面接に必要な交通費については、各自でご負担くださいますようお願いいたします。
結果通知	令和7年4月下旬に、 各応募者に郵送します。	令和7年6月上旬に、 二次選考受験者に郵送します。

※事業団評議員・理事・監事で構成する選考委員会で選考します。

※選考の結果、適任者なしと判断する場合があります。

8 合格から役員就任まで

- (1) 合格の通知後、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 合格者は、事業団の理事長候補者として内定し、令和7年6月に予定される評議員会において選任され、理事会で選定された後に、正式に理事長となります。
- (3) 候補者として内定後又は理事長就任後、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合には、内定の取り消し、又は評議員会において理事長を解任します。

9 任期、報酬等

- (1) 任期は、就任日から令和8年6月に予定しております定時評議員会の終結の時までです。
ただし、評議員会において、任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、再任される場合があります。
- (2) 理事長には、公益財団法人さいたま市文化振興事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に基づき、報酬・賞与・通勤手当が支給されます。

職	報酬月額
理事長	487,000円

※令和7年3月26日の評議員会で承認された場合の報酬月額となります。

- (3) 退任時の退職手当はありません。
- (4) 執務時間
役員であることから勤務時間、休暇の定めはありませんが、基本的には、火曜日～土曜日の間は、常勤役員として執務していただきます。
- (5) 福利厚生
健康保険、厚生年金保険 等
- (6) 勤務地
さいたま市南区根岸一丁目7番1号(さいたま市文化センター2F)

10 問い合わせ

〒336-0024 さいたま市南区根岸一丁目7番1号(さいたま市文化センター2F)

公益財団法人さいたま市文化振興事業団 企画総務課

TEL:048-866-3259 ※日・月・祝日を除く8:30~17:15

E-mail:jinji@saitama-culture.jp